

J C 支援の活性化に向けた対応（助成金申請手続等）

- J Cの活動を支えるにはどのような助成が必要か。

職場適応援助者助成金の申請手続について、本作業部会における議論を踏まえ、以下の対応を検討してはどうか。

〔職業リハビリテーション計画〕

- J C支援に当たり、地域障害者職業センターにおいて職業リハビリテーション計画の作成を不要とする場合のJ C所属法人の要件について、以下のとおり設定してはどうか。
 - ・ 助成金を活用した一定の支援実績があるJ C（現に支援を実施しているもの）が在籍している法人であること
 - ・ 当該法人が行うJ C支援については計画作成を不要とすることについて、事前にJ E E Dの確認を受けていること
- 法人として計画作成不要とされた場合であっても、J Cが支援を行うにあたり、地域障害者職業センターによる職業リハビリテーション計画作成や障害者職業カウンセラーによる指導、助言を依頼することも可能とする。

〔支援計画承認手続〕

- 地域障害者職業センターによる支援計画承認手続を不要とする場合の要件について、支援の質の担保の観点から、以下のとおり設定してはどうか。
 - ・ 法人内に、上級J Cが在籍しており、計画内容の妥当性を客観的にチェックできる体制があること（上級J Cが一定数確保されるまでは、経験豊富なJ Cも対象とする。経験豊富なJ Cについては、一定の実績（助成金を活用したJ C支援件数、研修受講回数等）により判断する）。
 - また、法人内にチェック体制がない場合は、他の機関（上級J Cや主任職場定着支援者を配置している障害者就業・生活支援センター等）による支援計画の確認を受けていること。
 - ・ 支援計画承認手続を不要とすることについて、事前にJ E E Dの確認を受けてること

※ J E E Dにおいて、職業リハビリテーション計画の作成や支援計画承認手続を不要とする場合の要件を確認する前提として、J Cの支援実績等を管理する必要があり、データベースの構築が必要となる。

J C 支援の活性化に向けた対応（助成金申請手続等）

- J C の活動を支えるにはどのような助成が必要か。

職場適応援助者助成金の申請手続について、本作業部会における議論を踏まえ、以下の対応を検討してはどうか。

〔ペア支援〕

（1）J C 養成研修修了後の初回支援

- 初回支援について、配置型 J C 以外の J C とのペア支援も可能とすることとし、その場合、ペア支援可能な J C を上級 J C としてかどうか（上級 J C が一定数確保されるまでは、経験豊富な J C もペア支援可能とすることとしてかどうか）。その場合、助成対象とする支援回数について、上限設定を行うこととしてかどうか。

（2）上級 J C とのペア支援

- 訪問型 J C は、J C 養成研修修了後 1 年に達するまでの間、J E E D の支援スキル向上研修修了者とのペア支援を行う場合、初回の支給対象期に 8 回まで助成対象となっているが、この助成対象について、以下の観点において拡充を検討してはどうか。
 - ・ ペア支援可能な J C として、支援スキル向上研修修了者に替えて、上級 J C（上級 J C が一定数確保されるまでは、経験豊富な J C）を対象としてかどうか
 - ・ J C 養成研修修了後 1 年に達するまでの間となっている対象期間を延長することとしてかどうか。この場合、初回の支給対象期に 8 回までとなっているペア支援可能な回数についてどのように考えるか。
 - ・ 企業在籍型 J C について、企業内に上級 J C が配置されていない場合、人材育成の観点から、訪問型の上級 J C（上級 J C が一定数確保されるまでは、経験豊富な J C）とのペア支援を可能とし、当該訪問型 J C による支援を助成対象としてかどうか

（3）ペア支援可能な J C の情報管理

- 厚生労働省において、JEED、JC 養成研修機関、JC 関係機関等から情報を収集するための仕組みやオンラインで確認可能な環境を構築することとしてかどうか。

〔支給申請の期間〕

- 支給申請の期間を 6 か月から 3 か月に短縮してはどうかとの意見が多かったことから、申請者が 6 か月又は 3 か月のいずれかを選択可能としてかどうか。なお、この場合、申請事務や審査事務の負担増とのバランスを踏まえて検討することとする。